

1. 目的

青森公立大学学部生の学外での研究活動及び大学院生の学外での研究活動並びに学会発表に要する旅費の一部を学部生及び大学院生へ助成することにより、学部生及び大学院生の学外研究活動（以下、「フィールドワーク」という。）並びに大学院生の学会発表の充実及び促進を図ることを目的とする。

2. 助成金制度の概要

(1) 対象活動

- ①学部生 担当教員が引率する以下の演習科目におけるフィールドワーク
経営演習Ⅰ・Ⅱ、経済演習Ⅰ・Ⅱ、知の挑戦Ⅰ・Ⅱ、ACB演習、教養演習、卒業研究（各グループ）
- ②大学院生 大学院修了にかかる論文作成又は研究調査に必要なフィールドワーク、
大学院生自らが発表を行う学会への参加
- ③対象期間 毎年5月1日から2月末日まで活動
- ④対象外活動 大学受託事業の対象となっている活動を兼ねるフィールドワーク、研修会及び学修発表会への参加、勉強会及びゼミ合宿への参加、レクリエーション活動並びにサークル活動に関連する活動

(2) 助成対象経費

学部生及び大学院生1人につき次に掲げる活動区分に応じた額を上限としてフィールドワーク及び大学院生の学会参加に要した交通費及び宿泊費の全額又は活動区分の上限額のいずれか低い額を助成する。

なお、1活動において複数の活動区分にわたる場合の上限額は、金額の多い活動区分の上限額とする。

- ①青森市内での活動の場合、1人につき3,000円を上限とする。
- ②青森市を除く青森県内での活動の場合、1人につき10,000円を上限とする。
- ③青森県外での活動の場合、1人につき30,000円を上限とする。
- ④日本国外での活動の場合、1人につき50,000円を上限とする。

(3) 助成対象外経費

- ①大学事業経費から支出する交通費及び宿泊費
- ②青森公立大学兼任研究員の地域貢献活動推進経費から支出できる交通費及び宿泊費
- ③学外団体の助成及び補助制度の対象となる交通費及び宿泊費
- ④対象学生の氏名が記載された領収書が無い交通費及び宿泊費

ただし、青森市内の活動におけるバス及び鉄道運賃の領収書は不要とし、交通各社の規定運賃分を助成対象とする。

- ⑤交通系 IC カード等へのチャージ代金
- ⑥自家用車利用の燃料代金
- ⑦タクシー運賃

(4) 助成回数

当該年度における助成できる回数は、学部生の場合は1演習につき1回まで、大学院生の場合は1回までとする。

(5) 助成金交付の流れ

①申請期限

学外研究活動実施の2か月前まで(5月期の活動の場合は1か月前まで)

ただし、助成金の額は毎年度の予算で措置する額の範囲内とし、交付予定額が予算額に達した場合は申請受付を打ち切るものとする。

②申請について

- ・申請においては、所定の申請書、対象学生の債権者登録書(登録済みの場合は不要)、その他添付資料(学会の開催要項等)を必要とする。
※申請書には、活動概要、活動期間、参加学生名簿、助成対象とする経費見積額等を記載する予定
- ・申請書はゼミ担当教員(大学院生の場合は研究指導主査又は副査)が申請する。
なお、活動の計画立案、申請書等は学生及び大学院生が作成しても構わないが、担当教員等は学生の指導及び助言、申請書等の確認を行うこと。
- ・活動内容、予算積算の内容を確認のうえ交付額を決定し、決定通知書を交付する。

③学外研究活動の実施について

- ・申請した計画に基づき、学外研究活動等を実施すること。
- ・交付決定を受けた後に計画変更により実施内容及び期間、または交付決定額の2割以上の金額が不要となる場合は、助成対象活動の実施予定日が終了する日の1週間前までに変更申請をすること。
- ・交付決定を受けた後に活動を中止する場合は、助成対象活動の実施予定日が終了する日の1週間前までに助成取下げの届出をすること。

④活動報告書・領収書の提出

- ・活動終了後1か月以内に所定の活動報告書及び領収書をゼミ担当教員等が提出すること。
なお、活動報告書等は学生及び大学院生が作成しても構わないが、担当教員等は学生の指導及び助言、申請書等の確認を行うこと。

※報告書提出の最終締切り：2月末日まで

- ・活動報告書及び領収書を精査のうえ交付額を確定し、担当教員等へ通知する。

⑤助成金の交付

- ・確定した助成金は、対象学生の口座に振り込む。

(6) 活動レポートの作成

- ①助成金交付の対象となった学外研究活動について、大学ホームページ等に掲載する活動レポートを作成することを条件とする。(活動終了後3か月以内)

なお、活動レポートの作成について、学生及び大学院生が作成しても構わないが、担当教員等は学生の指導及び助言を行うこと。

3. 予算額

- (1) 2026年度予算額 学部 500,000円、大学院 100,000円を計上

- (2) 交付決定した活動が変更または中止により予算額の余剰が発生した場合、余剰の範囲内において申請を追加受付する場合がある。

4. その他

学修成果報告の検討

助成金対象となった学外研究活動について、学修成果を発表・報告できる場を設置することを検討する。(オープンキャンパス、大学祭等)